

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 1 月 29 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 7件

厚生年金保険関係 7件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500493号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500193号

第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、昭和59年1月1日から平成元年10月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。昭和59年1月から昭和62年9月までは12万6,000円を17万円、昭和62年10月から平成元年9月までは13万4,000円を17万円とする。

昭和59年1月1日から平成元年10月1日までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和59年1月1日から平成元年10月1日までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 ① 昭和57年2月5日から昭和59年1月1日まで
② 昭和59年1月1日から平成6年3月16日まで

B社及びA社に勤務していた請求期間①及び②の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されている。

給与支払明細書等を提出するので、請求期間①及び②について標準報酬月額の記録を訂正し、保険給付の計算の基礎となる記録にしてほしい。

第3 判断の理由

請求期間②のうち、昭和59年1月1日から平成元年10月1日までの期間について、請求者から提出された給与支払明細書及び住民税特別徴収税額通知書から判断すると、請求者は、当該期間について、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

A社は平成6年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、平成9年に破産終結している上、請求期間②当時の事業主は既に死亡しているため確認することができないが、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額が、給与支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間②のうち、平成元年10月1日から平成6年3月16日までの期間については、請求者から提出された給与支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため訂正は認められない。

請求期間①について、請求者は給与支払明細書等の資料を保管しておらず、B社は平成6年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、平成11年に破産終結している上、請求期間①当時の事業主は既に死亡しているため、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について事業主等に確認することができない。

また、B社において請求期間①に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、所在が判明した者に照会し、このうち回答があった10人は、いずれも請求期間①当時の給与支払明細書等を保管しておらず、これらの者から請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額が訂正された事跡は無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、請求期間①において、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500391号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500197号

第1 結論

請求者のA社における平成4年7月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成4年7月の標準報酬月額については、50万円から53万円とする。

平成4年7月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成4年7月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成4年7月1日から同年8月1日まで
② 平成6年10月1日から同年11月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、請求期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い額となっているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者は、当該期間に係る標準報酬月額の改定の基礎となる平成3年7月から同年9月までの期間において、オンライン記録の標準報酬月額50万円に見合う報酬月額を超える報酬月額(56万円)を事業主から支払われていたことが確認できることから、標準報酬月額が厚生年金保険第29等級の標準報酬月額(50万円)にある者の報酬月額が昇給したことにより、その算定額が厚生年金保険の最高等級である第30等級に見合う健康保険第33等級の上限額の54万5,000円以上となった場合は、標準報酬月額の随時改定を行うとされている。

よって、請求者に係る平成3年10月以降の標準報酬月額は、当時の最高等級である30等級(53万円)に改定される。

また、平成4年8月分を除く平成4年分の給料支払明細書及び賞与支払明細書並びにB市から回答された請求者に係る「平成5年度 課税回答書」により、当該期間において標準報酬月額53万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、請求期間における標準報酬月額は50万円から53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、請求期間①当時の事業主は、当該期間当時の資料が残っておらず請求どおりの届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、請求者から提出された当該期間に係る給料支払明細書における厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額（53万円）に基づく保険料控除額を上回っているものの、当該期間の標準報酬月額は、当時の厚生年金保険の最高等級（53万円）であり、これを超える標準報酬月額は制度上存在しない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500641号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500200号

第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和51年8月31日から同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和51年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和51年8月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年8月31日から同年9月1日まで

A社B支店からグループ会社であるD社に出向した際の厚生年金保険被保険者記録が無いが、請求期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

C社の回答及びA社B支店における複数の元同僚の陳述により、請求者が請求期間において同社B支店に継続して勤務し(A社B支店からD社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、請求者の異動日については、昭和45年5月から昭和63年4月までの期間において、請求者と同様にA社B支店からD社に異動した11人のうち、異動日が月の初旬である1人を除く10人全員が1日付けでA社B支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから、昭和51年9月1日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B支店における昭和51年7月の厚生年金保険の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は空白期間なく納付していると思う旨回答しているが、事業主が資格喪失年月日を昭和51年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年8月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和51年8月31日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500702号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500201号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成7年4月1日から同年3月16日に訂正し、平成7年3月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成7年3月16日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成7年3月16日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年3月16日から同年4月1日まで

B社のC業務従事者として、D事業所に勤務していた時、同社の社長から、「社名はA社に変わるが、労働条件はそのまま引き継ぐ。」と言われ、その後も継続してD事業所に勤務したにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間である平成7年3月には、A社の事業主がD事業所の経営を引き継いでいたので、調査の上、同社における資格取得日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の請求期間当時の事業主は、「A社は、平成7年にB社からD事業所の権利を譲り受けた。請求者は、その際、既に同事業所に勤務しており、請求期間においても引き続き当社のC業務従事者として勤務してもらったのを覚えている。」旨陳述しているところ、請求者のD事業所における雇用保険加入記録は、請求期間においても継続している。

また、請求期間を含む前後の期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が有る元同僚は、「私は、A社のE事業所に勤務していたが、A社の事業主がD事業所の経営を引き継いだため、平成7年の2月か3月に同社のD事業所に異動した。請求者は請求期間においてD事業所に勤務していた。」旨回答している。

さらに、前述のA社の請求期間当時の事業主は、「当時の資料は無いが、請求者は請求期間においても引き続き勤務していたのだから、当該期間に係る給与を支給し、当該期間に係る厚生年金保険料を控除したと思う。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における平成7年4月の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時の資料は無く、請求者の請求期間に係る届出及び保険料納付については不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500627号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500194号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年10月31日から昭和55年10月30日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和53年10月31日となっていることが分かった。

今から2、3年前にC年金事務所で厚生年金保険の記録を調べてもらった時は、私のA社B支店における被保険者期間は、現在の記録と同様、昭和51年9月から昭和53年10月までとなっていた。しかし、5、6年前、私が60才になる前にC年金事務所で厚生年金保険の記録を調べてもらった時には、私の同社B支店における被保険者期間は、間違いなく昭和51年から昭和55年までとなっていた。

また、私は、昭和54年10月30日にA社B支店における被保険者資格を喪失した同僚より1年以上長く同社B支店に勤務していたので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「今から5、6年前に年金事務所で厚生年金保険の記録を調べた時には、私のA社B支店における被保険者期間は、昭和51年から55年までとなっていたので、年金事務所の記録管理に問題がある。」旨主張している。

しかし、A社から提出された請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載された資格喪失年月日は、昭和53年10月31日と記されており、オンライン記録の同社B支店における請求者の資格喪失年月日と一致している。

また、請求者は、A社B支店における自身の退職時期について、同社B支店を昭和54年10月に退職した同僚より約1年長く勤務し退職した旨陳述しているところ、同社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿において請求期間に被保険者記録が有る複数の者が、請求者を知っているものの、勤務期間は分からないと回答していることから、請求者の同社B支店における勤務期間について確認することができない。

さらに、A社は、「請求期間当時の賃金台帳等は保存していない。しかし、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書のとおり届出を行っているので、請求期間に係る厚生年金保険料は控除していないと思う。」旨陳述している。

加えて、オンライン記録及び前述の厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の記録に訂正等の形跡は無く、請求者に係る年金記録管理に不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500703号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500195号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年2月28日から昭和48年12月10日まで

請求期間に勤務したA事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。

調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として、保険給付の計算の基礎となる年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてB駅前の商店街にあった「A事業所」に勤務していたと陳述しているところ、C組織が保管するD台帳によると、「A事業所」が同駅前に所在していたこと、並びに昭和45年、昭和49年、昭和52年の各年発行のE県精密住宅地図及び昭和45年発行のE県職業別電話番号簿によると、「F事業所」という名称の事業所が同駅前の商店街に所在していたことがそれぞれ確認できるものの、いずれにおいても、連絡先は不明であり、請求期間当時の事情を確認することができない。

また、商業登記及び労働保険の記録において、A事業所及びF事業所の記録を確認することができない上、オンライン記録において、A事業所及びF事業所の類似名称の事業所記録を検索したものの、請求者が勤務したとする事業所が、厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

さらに、請求者が記憶するA事業所の事業主について、オンライン記録において氏名検索したが、同人を特定することができず、連絡先は不明である上、請求者は、請求期間にA事業所で一緒に勤務していたとする同僚について、姓のみしか記憶しておらず、当該事業所の関係者に、請求者の請求期間における勤務実態等を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500579号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500196号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における船員保険被保険者資格喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年9月7日から昭和21年5月21日まで

夫(訂正請求記録の対象者)は、昭和19年6月14日から平成6年7月22日までの約50年間働き続けていた。無職の期間が有るはずはなく、請求期間についてもA社に船員として勤務し、給与から船員保険料を控除されていたので、当該期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社の事業継承会社であるB社は、「A社に係る資料は保管しておらず、訂正請求記録の対象者の勤務実態及び船員保険料控除の状況は不明である。」旨回答している。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿において、請求期間に船員保険被保険者記録が有る1,816人のうち所在が判明した19人に照会し、11人から回答を得たが、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態等について記憶している者はいない。

さらに、訂正請求記録の対象者の請求期間直前の船員保険被保険者記録に係る船員保険被保険者名簿によると、当該記録に係る期間に乗船していた船舶は特殊法人船舶運営会が管理する国家使用船であったと認められることから、訂正請求記録の対象者について、請求期間において国による船員徴用の可能性がうかがえるところ、国土交通省は「船員徴用に係る資料は一切残っておらず、訂正請求記録の対象者が徴用されていたか否かは不明である。」旨回答している上、訂正請求記録の対象者に係る軍歴について、訂正請求記録の対象者の請求期間当時の本籍地を所管する地方公共団体及び厚生労働省に照会したが、いずれも「訂正請求記録の対象者に係る軍歴は見当たらない。」旨回答しており、これらから、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態等を確認することはできない。

加えて、請求者は、訂正請求記録の対象者に係る船員手帳を保管していない上、請求者から提出されたメモを見ても、請求期間における訂正請求記録の対象者の勤務実態を確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び船員保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が船員保険の被保険者として、請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除さ

れていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500393号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500198号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求者のB社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 4 請求者のE社(現在は、F社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 5 請求者のG社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :
- 2 請求内容の要旨
請求期間 : ① 昭和44年8月29日から同年10月23日まで
② 昭和45年3月30日から同年4月1日まで
③ 昭和56年2月2日から同年4月1日まで
④ 昭和61年9月28日から同年11月1日まで
⑤ 昭和61年11月10日から同年12月26日まで
⑥ 昭和62年4月21日から同年9月1日まで

請求期間①及び②は、昭和44年8月12日付け新聞のA社H職社員募集という求人広告を見て面接を受け採用され、I社を退職後の昭和44年8月29日から昭和45年3月31日まで同社に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間は昭和44年10月23日から昭和45年3月30日までの期間となっている。

請求期間③は、昭和56年1月22日付け新聞のB社C支店における第一期正社員募集という求人広告を見て面接を受け採用されたので、同年2月2日から同社C支店に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和56年4月1日となっている。

請求期間④は、D社において有給休暇を取得して病院に入院していた期間であり、昭和61年10月31日まで同社に在籍していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和61年9月28日となっている。

請求期間⑤は、請求期間④に入院していた病院を退院後の昭和61年11月10日からE社に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年12月26日となっている。

請求期間⑥は、E社を退職後の昭和62年4月21日からG社に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和62年9月1日となっている。

請求期間①から⑥までの各期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の記録によると、請求者のA社における被保険者資格取得日は昭和44年8月29日であり、請求者は、同日から同社に勤務していたと考えられる。

しかしながら、A社は既に解散している上、請求期間①当時の代表取締役も死亡していることから、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

また、請求者は、A社に入社以降2か月間の厚生年金保険の被保険者記録が無いと主張しているところ、請求期間①当時の同社の社会保険事務担当者を含む複数の元従業員は、同社における従業員の厚生年金保険への加入時期について、「入社して1か月から3か月程度経過した後、厚生年金保険に加入していた。」旨回答している。

さらに、請求期間①当時の総務・会計の事務担当者が、「請求者と同じH職の従業員は入社しても1か月程度で辞める者が多かったので、厚生年金保険の被保険者資格取得届は、入社と同時ではなく、何人分かをまとめて後日、同じ日を資格取得日として提出していた。」旨回答しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を見ると、請求者が被保険者資格を取得した日と同日の昭和44年10月23日に14人がそれぞれ資格取得している上、請求期間①の直近における被保険者資格の取得日及び資格取得者数について、昭和44年7月7日に10人及び同年8月30日に16人がそれぞれ資格取得しており、前述の複数の元従業員の回答内容を踏まえると、同社では、H職の従業員は入社から一定期間経過後にまとめて同じ日を資格取得日として厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、請求者は、請求期間①における勤務を裏付けるものであるとして、当時の出来事を手書きしたカレンダー、当時の写真、新聞の求人広告等の資料を提出しているが、当該資料からは、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

2 請求期間②について、雇用保険の記録によると、請求者のA社における離職日は昭和45年3月30日であり、請求者は、同日まで同社に勤務していたと考えられるものの、同社に係る被保険者名簿において請求期間②に厚生年金保険の被保険者記録が有る者のうち、連絡先が判明した11人に事情照会したところ、請求者を記憶しているとする4人は、「請求者が請求期間②において同社に勤務していたか否かは分からない。」旨回答していることから、請求者が同年3月31日まで同社に勤務していたことを確認することができない。

また、A社は既に解散しており、請求期間②当時の代表取締役も死亡していることから、請求者の請求期間②に係る勤務及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間②における勤務を裏付けるものであるとして、当時の出来事を手書きしたカレンダー、当時の写真等の資料を提出しているが、当該資料からは、請求者の請求期間②に係る勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

3 請求期間③について、請求者は、当該期間においてB社C支店に勤務していたと主張している。

しかしながら、請求期間③以前からB社C支店における厚生年金保険の被保険者記録が有る元従業員は、「B社C支店長から、同支店をJ社（請求期間③当時の厚生年金保険の適用事業所名はK社。昭和56年4月1日名称変更）に売却したと聞いた。売却時期は分からない。」旨回答しているところ、B社に係る商業登記簿謄本によると、同社C支店は、請求期間③より前の昭和56年1月29日に廃止されていることから、請求者が請求期間③において勤務していた事業所は、B社C支店ではなく、K社（請求期間③直後の昭和56年4月1日に厚生年金保険の適用事業所名をJ社に変更、請求者は、同日、J社における厚生年金保険の被保険者資格を取得）であったと考えられる。

また、請求者と同日の昭和56年4月1日にJ社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員のうちの一人は、「K社の社長から、同社がB社C支店を買収したので、従業員に業務を教えてほしいと頼まれたので、同支店のあった場所で昭和56年2月頃から勤務した。その頃は、買収された同支店の従業員も勤務していた。」旨回答しており、

このことから、請求者が請求期間③において勤務していた事業所は、K社であったことがうかがえる。

さらに、請求者は、B社C支店には、第一期正社員募集に係る新聞の求人広告を見て面接を受け採用されたとして、昭和56年1月22日付け新聞広告を提出しているところ、請求者の面接を行ったとする者は、「少なくとも4、5人は当該正社員として採用した。」旨陳述しているが、同社C支店に係る被保険者名簿によると、昭和56年1月8日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者を最後として、同日以降、同社C支店が適用事業所でなくなる同年4月1日までの期間において、被保険者資格を取得している者が見当たらないことから、同社C支店では、少なくとも第一期正社員として採用された者について、同社C支店における被保険者資格の取得に係る届出が行われていなかったものと認められる。

加えて、B社C支店は、既に廃止されている上、請求期間③当時の支店長も死亡していることから、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

一方、請求期間③について、前述のとおり、請求者は当該期間にK社に勤務していたことがうかがえるところ、同社に係る被保険者名簿において、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録の有る者が20人確認できるが、その中に請求者の氏名は見当たらず、当該被保険者名簿において、当該期間に健康保険整理番号の欠番は無く、記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

なお、請求期間③において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる20人のうち、同社及びJ社におけるL職となっている1人は、K社からJ社に厚生年金保険の適用事業所名が変更された昭和56年4月1日前後において被保険者記録が継続しているが、その他の19人は、適用事業所名が変更される直前の同年3月29日までに全員が被保険者資格を喪失し、その後、K社又はJ社とは別の事業所における被保険者資格を取得又は直ぐに被保険者資格を取得していないことから、これらK社の従業員19人は、昭和56年4月1日以降にJ社において勤務しておらず、K社がJ社に名称変更した昭和56年4月1日に、取締役3人及び請求者を含む24人が被保険者資格を取得している。

さらに、J社は、昭和56年8月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間③当時の代表取締役にも照会したが回答が無く、当時の事情を確認できない上、請求者は、請求期間③における勤務を裏付けるものであるとして、当時の出来事を手書きしたカレンダー、請求者の妻が記したとする日記の抜粋、請求者の親族に販売した金の「売買取引報告書」等の資料を提出しているが、当該資料からは、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

4 請求期間④について、請求者は、当該期間はD社において有給休暇を取得して入院していた期間であり、同社に在籍していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、請求者のD社における離職日は昭和61年9月27日であり、同社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録と符合している上、請求者とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している複数の元従業員に係る雇用保険の離職日も、厚生年金保険の資格喪失日と符合している。

また、D社は既に解散しており、請求期間④当時の代表取締役は、「請求者の請求期間④に係る在籍及び厚生年金保険料控除の状況は不明である。」旨回答している。

さらに、請求期間④にD社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した元従業員31人に事情照会したところ、回答があった12人のうち請求者を知っていると回答した者が6人おり、うち請求者の請求期間④頃の入院を知っていると回答した1人は、「請求者は請求期間④頃に入院していたが有給休暇を取得していたか否かは分からない。」旨回答しており、他の5人は請求者の勤務期間は分からない旨回答していることから、請求者が、請求期間④において同社に在籍していたことを確認することができない。

加えて、D社に係る被保険者名簿を見ると、請求者に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失届の社会保険事務所（当時）における受付日が昭和 61 年 10 月 9 日と記載されている上、請求者欄には、請求者の健康保険被保険者証が返納されたことを示す記載のほか、請求者が当時の健康保険法第 55 条の規定による健康保険の被保険者資格喪失後の継続療養証明書の交付を受けたことを示す「55 条」の記載が確認できることから、請求者が入院していたと陳述している昭和 61 年 9 月 20 日頃から同年 10 月末については、当該継続療養証明書の交付を受けていた期間が含まれていたことがうかがえる。

また、請求者は、請求期間④における勤務を裏付けるものであるとして、当時の出来事を手書きしたカレンダー、請求者が入院したとする病院の診察券等の資料を提出しているが、当該資料からは、請求者の請求期間④に係る勤務及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

- 5 請求期間⑤について、請求者は、当該期間においてE社（現在は、F社）に勤務していたと主張している。

しかしながら、F社は、「当時の資料を保存していないため、請求者の請求期間⑤に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は不明である。」旨回答している。

また、請求者は、自身が請求期間⑤前に入院していた際に、「E社の事業主の夫も入院していたことから、同社の元従業員二人について面識はあるが、同社では一緒に仕事をしていない。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、当該二人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日に請求者が同資格を取得しており、オンライン記録は請求者の陳述と符合しているが、請求者が請求期間⑤において勤務していたとすると、当該期間には当該二人と同社と一緒に勤務していたこととなり、請求者の陳述とは符合しない。

さらに、E社に係る被保険者名簿において、請求期間⑤に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した元従業員 9 人に事情照会したところ、回答があった 2 人のうち、1 人は、「請求者が請求期間⑤において勤務していたか否かは分からない。」、他の 1 人は、「請求者は請求期間⑤において勤務していたように思うが、同僚の入社や退職時期に係る記憶は曖昧である。」旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間⑤における勤務を裏付けるものであるとして、当時の出来事を手書きしたカレンダー等の資料を提出しているが、当該資料からは、請求者の請求期間⑤に係る勤務及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

- 6 請求期間⑥について、雇用保険の記録によると、請求者のG社における被保険者資格取得日は昭和 62 年 8 月 1 日であり、請求者が、請求期間⑥のうち同年 8 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間において、同社に勤務していたと考えられる。

しかしながら、G社に係る被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 62 年 9 月 1 日であり、請求期間⑥は、同社が適用事業所となる前の期間である。

また、雇用保険の記録によると、請求期間⑥のうち、昭和 62 年 4 月 21 日から同年 7 月 31 日までの期間については、G社における請求者の雇用保険被保険者記録が無く、当該期間において、同社で勤務していたことを確認することができない。

さらに、G社は平成 2 年 8 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間⑥当時の代表取締役も死亡しており、同社が適用事業所となった日と同日の昭和 62 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、連絡先が判明した元従業員二人に事情照会したが、当該二人から回答が無いことから、請求者の請求期間⑥における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を同社の代表取締役及び元従業員に確認することができない。

加えて、請求者は、請求期間⑥における勤務を裏付けるものであるとして、当時の出来事を手書きしたカレンダー等の資料を提出しているが、当該資料からは、請求者の請求期間⑥

に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

7 このほか、請求者の請求期間①から⑥までの各期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①から⑥までの各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500585号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500199号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年4月

A社にパート従業員として勤務していた期間のうち、請求期間に、成績優秀者として表彰状が授与され、現金が支給されたが、当該現金支給に係る厚生年金保険の賞与の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、調査の上、請求期間の賞与に係る記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社の顧問社会保険労務士は、同社における雇用形態について、正社員、契約社員及びパート従業員の3通りに加え、業務委託契約を締結した歩合制販売員がいるとした上で、「A社は、ほぼ毎年4月に決算賞与を支給しているが、当該賞与の支給対象者は、売上目標を達成した正社員及び契約社員のみである上、社会保険事務所(当時)に提出した請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の控えに請求者の氏名は記載されていないことから、請求期間において請求者に賞与は支給されていない。」旨陳述している。

また、A社が加入しているB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳には、請求期間に係る賞与の記録は見当たらない。

さらに、請求者から提出されたA社に係る平成17年分給与所得の源泉徴収票及びC市から提出された請求者に係る平成18年度市民税・県民税課税証明書にそれぞれ記載されている年間の社会保険料控除額は、オンライン記録により確認できる請求者の標準報酬月額に基づく年間の厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料並びに前述の源泉徴収票に記載された支払金額等から算出した年間の雇用保険料を合算した金額とほぼ一致する。

このほか、請求期間において、請求者に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500731号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500202号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和32年4月1日から昭和38年8月31日まで

私は、中学校卒業後に集団就職でA社に入社し、昭和38年8月頃まで勤務していたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間には、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「A社では、入社から退職まで、同社敷地内の事業主宅に住み込みで働き、退職後はB県の実家に戻った。」旨主張しているところ、請求者に係る戸籍の附票、A社に係る商業登記の記録、複数の元同僚の陳述等から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、請求者が、昭和33年3月頃から同社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和41年10月25日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同社は、「請求期間は、当社が厚生年金保険の適用事業所となる前であったことから、請求期間当時、当社の従業員はいずれも厚生年金保険に加入しておらず、いずれの従業員の給与からも厚生年金保険料を控除していない。」旨回答している。

また、A社の経理担当者であったとする者は、「私は請求期間直後の昭和38年9月にA社に入社したが、当時、同社は、厚生年金保険に加入していなかった。その後、私が社会保険事務所(当時)に出向き、同社に係る厚生年金保険の加入手続を行ったことから、請求期間において、同社は、全ての従業員について、厚生年金保険の被保険者資格取得に係る届出を行っておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたとは思えない。」旨陳述している。

さらに、請求者が、中学校の同級生で、A社に同期入社したとして名前を挙げた元同僚を含め、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年10月25日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、複数の者は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間について、「給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

なお、請求者は、「請求期間当時、A社から厚生年金保険被保険者証を受け取った。」旨主張しているが、A社は、「請求期間当時、当社は厚生年金保険に加入していないことから、従業員に厚生年金保険被保険者証を渡すことはない。」旨回答していることに加え、同社の経理担当者であったとする者及び複数の元同僚の陳述を踏まえると、請求者が請求期間当時、厚生年金保険被保険者証を交付されたことがうかがえる事情は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500658号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1500012号

第1 結論

昭和33年7月3日から昭和43年3月21日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年7月3日から昭和43年3月21日まで

支給済期間 : ① 昭和33年7月3日から昭和35年3月1日まで
② 昭和35年4月8日から昭和36年4月1日まで
③ 昭和37年10月21日から昭和43年3月21日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に確認したところ、A社に3度勤務したが、同社退職後の昭和43年と昭和47年の2度、脱退手当金を受け取った記録になっていた。

昭和47年に脱退手当金を受け取った記録に間違いは無いが、昭和43年に脱退手当金を受け取ったことは無く請求したことも無いので、当該記録は間違っている。

請求期間について、厚生年金保険被保険者期間として記録訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書が現存しており、当該裁定請求書には、請求者の請求期間に係るオンライン記録の脱退手当金支給日(昭和43年6月14日)と同日に、当該脱退手当金支給のための小切手を社会保険事務所(当時)が払い出したことを示すスタンプが押印されており、当該裁定請求書の請求者が記載する厚生年金保険被保険者期間の履歴欄には、請求者が請求期間において使用された3か所の事業所それぞれの名称、所在地及び勤続期間が記されている上、当該計算書の送金先欄には、請求期間当時の請求者の自宅に最寄りの郵便局(B郵便局)が記されている。

また、請求期間に係る最終事業所であるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)の健康保険証番号51番から150番までの被保険者(請求者を含む。)のうち、脱退手当金受給要件を満たしかつ請求者の請求期間に係る被保険者資格喪失日(昭和43年3月21日)の前後1年以内に当該事業所における被保険者資格を喪失した女性被保険者について、オンライン記録により脱退手当金の支給記録を調査したところ、資格喪失後6か月以内に別の事業所において被保険者資格を取得した2人を除く13人のうち、大部分の11人に脱退手当金が支給されている上、うち10人に係る資格喪失日から支給決定までの期間は5か月と短期間であり、これらの事実及び前述の裁定請求書等の内容を踏まえると、請求期間当時、請求者の委任に基づき、事業主による脱退手当金に係る代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、請求期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、A社に係る被保険者名簿の請求者の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処

理に不自然さはないかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。